

【料金表】 介護老人保健施設入所 加算型

介護老人保健施設エメロードてだこ苑
令和5年9月～

■介護保険給付サービス

介護報酬算定基本サービス	多床室			個室		
	自己負担額(円)			自己負担額(円)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1(基本サービス費)※	788	1,576	2,364	714	1,428	2,142
要介護2(基本サービス費)※	836	1,672	2,508	759	1,518	2,277
要介護3(基本サービス費)※	898	1,796	2,694	821	1,642	2,463
要介護4(基本サービス費)※	949	1,898	2,847	874	1,748	2,622
要介護5(基本サービス費)※	1,003	2,006	3,009	925	1,850	2,775

■加算料金

加算料金	1割	2割	3割	算定要件	
				単位	算定要件
在宅復帰・在宅療養支援加算(I)※	34	68	102	円/日	厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援等評価指数として算出される数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合
夜勤職員配置加算※	24	48	72	円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
サービス提供体制強化加算(I)※	22	44	66	円/日	勤続10年以上の介護福祉士35%以上サービスの質の向上に資する取組を実施していること。
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×加算率(3.9%)				各介護度別基本料金合計の3.9%を乗じた単位数。
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数×加算率(2.1%)				各介護度別基本料金合計の2.1%を乗じた単位数。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×加算率(0.8%)				各介護度別基本料金合計の0.8%を乗じた単位数。

* 個別の加算については裏面をご確認ください

■介護保険適用外のサービス

食費※	朝食	440	円/食	食材料費・光熱水費・人件費をもとに算定
	昼食	630		
	夕食	630		
居住費※	370	円/日	多床室のみ	
個室料※	1,000		ベット・収納家具・洗面台・トイレ	
洗濯代	150		施設の洗濯室にて洗濯・乾燥をおこないます	
理美容代(散髪)	1,300	円/回	委託業者が定期的に施設内で行います。	
カット&カラー	4,500	円/回	委託業者が定期的に施設内で行います。(明るめカラー5,000円)	
カット&パーマ	5,300	円/回	委託業者が定期的に施設内で行います。	

1ヶ月(30日)あたりの基本料金 ※表示のみ		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	多床室利用(円)	88,140	89,580	91,440	92,970	94,590
	個室利用(円)	85,920	117,270	119,130	120,720	122,250
2割負担	多床室利用(円)	114,180	117,060	120,780	123,840	127,080
	個室利用(円)	139,740	142,440	146,160	149,340	152,400
3割負担	多床室利用(円)	140,220	144,540	150,120	154,710	159,570
	個室利用(円)	163,560	167,610	173,190	177,960	182,550

【裏面】

* 個別算定加算	1割	2割	3割	算定要件	
短期集中リハビリテーション実施加算	240	480	720	円/日	入所後3ヶ月以内で集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	480	720	円/日	入所後3ヶ月以内で医師が認知症と判断した者でリハビリで生活機能改善が見込まれると判断された者に対しリハビリを行った場合
療養食加算	6	12	18	円/食	医師の診断の上、同意のもと提供される治療食
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	円/日	栄養状態の改善・維持を目指すための体制の確保、ミールラウンドの実施などにおいて栄養ケアを適切に行っている施設が算定出来る加算
経口維持加算Ⅰ	400	800	1,200	円/月	著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご利用者の方(造影・検査による確認が必要)
経口維持加算Ⅱ	100	200	300	円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご利用者の方(水のみテスト等による確認が必要)
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	10	20	30	円/月	入所者ごとの褥瘡の発生リスクとモニタリング指標を用い少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を提出し、関連の者が共同し褥瘡ケア計画を作成すること(3月に1回限度)
外泊時費用	362	724	1,086	円/日	居宅における外泊を認めた場合
所定疾患施設療養費Ⅱ	480	960	1,440	円/日	月1回7日間まで必要な処置を行った場合(肺炎・尿路感染症・带状疱疹)Ⅱは医師が感染症対策に関する研修を受講していること
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450	900	1,350	円/回	入所期間が1月を超える見込みの者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅に訪問し、サービス計画を策定及び診療方針の決定を行った場合
初期加算	30	60	90	円/日	入所後30日間に限り算定します
試行的退所時指導加算	500	1,000	1,500	円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
退所時情報提供加算	500	1,000	1,500	円/回	退所後の主治医となる医療機関へ情報提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600	1,200	1,800	円/回	①入所日前後60日以内に、入所者が希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用方針を定めること。 ②入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行うこと。
入退所前連携加算(Ⅱ)	400	800	1,200	円/回	上記②の要件
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき、回復する見込みがないと判断した利用者で、入所者様やご家族様から看取りの同意を得て計画が作成されている。また、随時説明させていただいた場合に算定。(お亡くなりになられた日によって加算額が変動)				
ターミナルケア加算31~45日	80	160	240	円/日	死亡日以前31日以上45日以下
ターミナルケア加算4~30日	160	320	480	円/日	死亡日以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算2~3日	820	1,640	2,460	円/日	死亡日以前2日または3日
ターミナルケア加算死亡日	1,650	3,300	4,950	円/日	死亡日